

第72回荒尾市都市計画審議会

議 事 録

令和3年12月17日

第72回荒尾市都市計画審議会議事録

1. 日時 令和3年12月17日 午前10時～

2. 場所 荒尾市役所 市長公室

3. 出席者

(第1項第1号委員)

秋元 一秀 松岡 高弘 高木 洋一 内田 浩明

(第1項第2号委員)

前田 裕二 古城 義郎 石崎 勇三 谷口 繁治 菰田 正也

(第2項第1号委員)

無田 英昭

(第2項第2号委員)

藪内 孝則 松本 一平

(代理出席者)

江口 弘展 (荒尾警察署長代理 荒尾警察署交通課長)

(事務局)

産業建設部長	北原 伸二
都市計画課長	末永 淳一
都市計画課計画係長	東川 健児
都市計画課計画係副主任	前畑 智紀

4. 欠席者

西川 幸一 (第1項第1号委員)

5. 議案

議案1 荒尾都市計画道路の変更

議案2 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の件

6. 審議内容

(事務局)

お揃いでございますので、始めたいと思います。本日は、大変お忙しい中ご出席して頂きましてありがとうございます。只今より第72回荒尾市都市計画審議会を開催致します。どうぞ宜しくお願い致します。議事に入る前に委員に変動がありますので、委嘱状の交付式を行いたいと思います。誠に勝手ではございますが、お名前をお呼び致しましたら、委嘱状をお受け取りになり、ご着席をお願いしたいと思います。

(委嘱状交付) 省略

(事務局)

新しい審議会の名簿につきましては、お手元に配布しておりますとおりになります。今後とも宜しくお願い致します。また、本日荒尾警察署長の合瀬委員の代わりとして、交通課長の江口様に代理出席して頂いております。本審議会は委員総数15名中14名の出席があり、荒尾市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、成立していることを報告します。続きまして、北原部長よりご挨拶申し上げます。

(部長挨拶)

皆様おはようございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に第72回荒尾市都市計画審議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市のまちづくりに対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。本日新たに委員にご就任されました皆様には、これから大変お世話になります。ご協力の程どうぞ宜しくお願い致します。

さて、本日ご審議頂く議案は、都市計画の骨格を形成し、市民の安心、安全を確保する都市交通の重要な都市施設でございます都市計画道路の変更と、廃棄物処理施設の建築計画に伴う、建築基準法第51条の規定に基づくもので、周辺環境に対する影響について、ご審議頂くものでございます。大変短い限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見と厳正なご審議の程どうぞ宜しくお願いいたします。

(事務局)

本審議会の議長は、荒尾市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が務めることになっておりますので、秋元会長にお願いしたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

(議長)

秋元です。本日の審議会どうぞ宜しくお願い致します。審議に入る前に、今回の議事録署名委員を指名したいと思います。内田委員、古城委員宜しくお願い致します。

審議に入る前に公開に関して、皆さんにご確認頂きたいのですが、今日2つの議案がございまして、議案1は公開になりますが、議案2の方は会議の公開に関する要綱の規定に基づき、建築基準法第51条に関する議案になりますので、非公開になりますが、皆さんよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なしの声

(議長)

それでは1号議案は公開、2号議案は非公開で行いますので、宜しくお願い致します。それではまず、第1号議案「荒尾都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

おはようございます。都市計画課の東川と申します。私の方から説明させていただきます。宜しくお願いします。都市計画道路につきましては、皆様もご存じかもしれませんが、都市の骨格を形成していく上で、また安心して安全な市民生活、機能的な都市活動を確保していく都市交通の重要な都市施設として決定する道路となります。この都市計画道路の変更について、今回3つの地区で変更を計画しております。今回の見直しに至った経緯でございますけれども、熊本県におきまして、平成17年に都市計画道路の見直しのガイドラインの策定をされております。その中で、計画決定から20年を超えて整備されていない路線等を対象として、必要性を検証されました。県北地域の荒尾市、玉名市、長洲町の都市計画道路について、都市計画道路の整合が取れていないという課題がありました。近年におきましては、荒尾海岸線や、長洲町の長洲玉名線といった都市計画道路が整備されております。また、有明海沿岸道路が都市計画決定をされております。そういったことから、将来の交通網の変化、当初都市計画決定時からの社会情勢の変化といったことから、現在の都市計画道路の見直しの必要性が高まってきたということになります。こういったことから、新たな交通ネットワークへの対応や、都市構造の変化に対応した道路計画、また、広域的な位置づけの検討を行って見直しを行いました。その中で、荒尾市の北側に位置します万田坑周辺の都市計画道路の見直しや野原地区の都市計画道路の見直し、牛水地区の都市計画道路の廃止になります。

まず、野原地区の都市計画道路の概要を説明します。国道208号から長洲町に向かう道路計画で八幡小学校と現在熊本県で整備を行っている野原バイパスの周辺の道路になります。野原バイパスの延長として、県北地域の円滑な都市交通を支えるために、南関インターから長洲町へ向かうアクセス道路として、今後熊本県において都市計画決定をされる予定となっております。その路線に接続するために、既存都市計画道路赤田腹赤線を見直すこととなります。起終点の変更になりますので、路線名につきましても、宮ノ前長谷線に名称の変更をいたします。道路の延長も現在1,080mある延長を740mに変更いたします。

幅員構成につきましては、14.5mに変更します。片側1車線で両側に幅員3.5mの歩道が設置されます。

続きまして、万田坑周辺の道路について説明いたします。現在の都市計画万田下井手線は万田坑の敷地の中を通る計画になっております。現在の計画だと史跡に大きな影響を与えてしまう恐れがありますので、今後熊本県の方で道路線形の見直しの都市計画変更を行われる予定です。それに伴いまして、万田下井手線の接続される市の都市計画道路蔵満万田線を見直すものです。この蔵満万田線は大牟田市に繋がる都市計画道路になりますので、広域的なネットワークを形成するために、星ヶ谷線として新規都市計画決定を行います。蔵満万田線は、現在4,940mある延長が、4,700mに変更し、幅員につきましては現在の計画同様1.6mです。星ヶ谷線につきましては、計画延長1.30m、道路幅員1.6mになります。幅員構成は、両路線とも片側1車線に自転車通行帯を設け、両側に2.5mの歩道で合計1.6mになります。

次に、牛水陸合線の説明を行います。長洲町との境にある路線で、周りは圃場整備が行われている所になります。こちらについては、有明海沿岸道路の都市計画決定、国道389号の状況等より、将来交通量も見込めないということと、この道路の接続先であった長洲町の都市計画道路も廃止されていることより、牛水陸合線は廃止したいと考えております。

最後に、今回の変更に関しての補足がございます。万田坑周辺の道路につきましては、この都市計画審議会においても過去にご説明差し上げておりましたが、今回まで少し期間を必要としたことにつきまして、ご説明したいと思っております。当初は、令和元年度末に、都市計画変更を行う予定で熊本県と協議及び作業を進めておりました。また、これと併せまして、万田坑は世界遺産でもありますので、遺産影響評価書、HIAと呼ばれる手続きを行ってまいりました。これは世界遺産周辺で、道路整備や建築物などの建設といった開発行為が行われることで、本来価値のあるものに影響がないかどうかを検証するものです。この遺産影響評価書の概要書を令和元年の7月に国に提出しております。その後、住民説明会や案の縦覧の手続きなど都市計画道路の変更における手続きを行ってまいりました。そういった中、令和2年の1月に世界遺産に関する海外の有識者から、この道路計画に対して、もう少し調査が必要ではないかと意見があり、また、コロナウイルスの感染状況が拡大したこともあって、都市計画審議会の開催を見送ることになりました。令和2年度に入りまして、詳細なHIAを、県と市の都市計画部局、文化財部局の4者で作成を進めてまいりました。そして作成したHIAは令和2年10月に内閣官房の有識者会議で内容について承認され、令和2年度末に、内閣官房をとおして世界遺産センターにHIAを提出いたしました。先日その回答が返ってきましたので、手続きを進めるために、今回審議会に諮っているものです。野原地区の都市計画道路につきましても、今後県が都市計画決定を行う野原線について令和元年の6月に熊本県、荒尾市、長洲町の3者で整備に関する協定書を締結しております。3者で広域的なネットワークを整備していこうという趣旨です。当初は荒尾市が道路整備を行い、県が都市計画決定を行う形で進めていきましたが、市が整備する路線を県が都市計画決定を行うことが出来ないと判明しまして、協議を行ってまいりました。最終的には、荒尾市が道路整備を行った後に、

県の道路区域に認定し、県が都市計画決定を行うことになりましたので、本日審議していただくことになりました。以上で都市計画道路の変更についての説明を終わります。審議の程宜しくお願いします。

(議長)

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

最終的に、道路が完成するのはいつぐらいになるのでしょうか。八幡小学校前の交差点は朝、夕の渋滞がひどいので、改良はいつされるのでしょうか。

(事務局)

今ご質問がございました、八幡小学校前の交差点については、現在荒尾シティモールの方から都市計画道路中央野原線の整備を進めています。用地買収もほぼ終わり話は出来ておりまして、工事を進めている状況でございます。その道路の接続先が、宮ノ前長谷線になりますが、整備に関しては、県が現在整備しております野原バイパスの延伸である野原線から進めていきたいと考えております。事業については、国の交付金事業を活用し、来年度から事業を着手する予定です。野原線の整備後に宮ノ前長谷線の整備をしたいと考えております。

(委員)

完成予定は正確には分からないということですね。

(事務局)

市としましても、早く事業を完成させたい思いはございますが、まずは来年度から詳細な設計等していきたいと考えております。

(委員)

はい。分かりました。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(委員)

今話があった小学校前の交差点についてですが、過去に南側の歩道の工事をしていて、道路を拡張するものと思っていたが、そうではなく何の工事をしていたのか分からない。とにかく渋滞がひどいから、国か県に要望をして欲しい。

(事務局)

今ご質問があった国道の渋滞の件ですが、計画としては双方に右折レーンの設置は計画しております。事業をしております担当課にも相談し、早期に出来るよう努めていきたいと思っております。

(議長)

今のお話に関係している少し細かい話かもしれませんが、宮ノ前長谷線について当初幅員は20mの計画が今回14.5mに変更し、二車線は変わらないですけど、こういった意向で为什么呢。

(事務局)

道路の幅員については、計画の種別や将来の交通量を基に計画しております。交差点部分につきましては、付加車線分が追加されますので17.5mになります。

(議長)

歩道が狭まることはないということですか。

(事務局)

はい、そのとおりです。今回は自転車歩行者道として3.5mを整備したいと考えております。

(委員)

蔵満万田線について、植樹帯を整備するようになっているが、将来的に維持管理が必要となり大変になるが、植樹帯は必要なのか。

(事務局)

道路幅員として16mの中で植樹帯を計画していますが、この植樹帯については標準図として記載していますが、詳細な設計をしていく中でどのような樹木をどのくらい必要か、景観的や維持管理の部分を踏まえて事業化の際に検討していきたいと考えています。

(委員)

なぜその質問をしたかという、家の近くにある道路は植樹帯の土が歩道に流れてきている。植樹帯はなくて舗装した方が良いのではないかと。

また、野原地区の道路についても、周囲に多くの樹木があるので植樹帯はなくても良いのではないかと。歩道に土が堆積し雑草などの対策も必要になる。継続的に維持管理が難しいのであれば考慮した方がよいのではないかと。

(事務局)

ご指摘とおり、樹木の維持管理については手作業でしないといけない場合が多く非常に大変です。都市計画道路の中にも街路樹無しで計画しているところもあります。将来的な維持管理も含めて検討したいと思います。

(委員)

先ほど委員の言われたことは、確かに私も思います。街路樹よりも歩行者とか自転車を守るガードレールといいますか、フェンスみたいなのを作って頂いた方が、有益に働くと思います。

(事務局)

この万田坑周辺については、観光の観点も考慮して、自転車と歩行者を分離するように計画をしております。構造的な部分も含めて、今後事業化していく中で、安全対策も含め様々な観点から検討していきます。

(委員)

この間万田坑でイベントがありそこに参加させてもらったが、イベントがある時は駐車場が少なく旧五中も駐車場になっていましたが、そこから万田坑までの歩道が狭くてギリギリですれ違っていた。計画としては自転車と歩行者を分離する形になってはいますが、そのあたりを是非考慮して頂きたい。

(委員)

先ほどの植樹帯の話ですけど、この植樹帯が問題になっており本来見通しの良い交差点が、植え込みがあることによって見通しが悪くなっています。本来この植樹帯が無ければしっかり見通しが効きますが、あることによって歩行者に気付かない、自転車に気付かない、そしてぶつかってしまうという事故に繋がっています。私達の立場から言いますと景観的に植樹帯を設けるのは結構ですけど、本当に歩行者や自転車の保護を考えられるのであれば、見直して頂くとありがたいです。

(議長)

実際に設計に入ったら色々な意見を集めながら設計を進められるのですよね。

(事務局)

今回は都市計画の変更の段階になります。今後具体的な設計に入る際に交通管理者や道路管理者等と協議をして、樹木や安全面についても検討し、景観にも配慮した道路計画にしていきたいと考えております。

(議長)

他にありませんか。

(委員)

万田坑のこの話ですけど、既存の使っている道路は歩行者専用かなんかになるのでしょうか。

(事務局)

現在使われている道路の沿線にはお住いの方もいらっしゃいますので、利用できる状態で確保したいと思います。また現在の交差点付近に近いところにつきましては、新たな交差点が出来ることにより、現道から車の通り抜けは安全上できません。このあたりの利用については、今後万田坑の土地の利用に合わせてしっかり活用できるようにしていきたいと考えております。

(議長)

それでは、他にございませんでしょうか。

(委員)

宮ノ前長谷線の標準横断図がありますけども、歩行者と自転車の幅員が3.5mで、蔵満万田線の歩道と自転車通行帯を合わせた幅員と同じですが、こちらの道路についても分けた方が安全ではないかと思ったのですが、一緒にしているのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

万田坑周辺の部分については、今後将来的な活用を含めて、自転車ネットワークを踏まえて自転車通行空間をつくり、分離させています。野原地区の宮ノ前長谷線については、冒頭説明をさせて頂きました、シティモールの方から整備している道路の幅員構成は、十分安全な3.5mで歩行者・自転車通行帯で整備を進めているところでございまして、その路線と接続する形となりますので、その道路の幅員構成と同じにしております。

(議長)

他にご意見ございませんでしょうか。

無いようですので、まずは議案1号の荒尾都市計画道路の変更について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(一同はいの声)

(議長)

それでは、議案1号荒尾都市計画道路の変更は原案のとおり可決いたしました。

ありがとうございました。それでは、議案2号に移りたいと思いますが、今回は非公開ということでお願いいたしましたが、傍聴者の方はいらしゃいますか。

(事務局)

いらっしません。

(議長)

それでは、いらっしないようですので、引き続き議案2号建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回荒尾市の大島の方で、荒尾市に本社があります企業が廃棄物処理施設の計画を考えられております。それに伴い、都市計画上支障が無いかどうかということをご審議して頂きます。まず今回の申請者につきましては、株式会社石崎商店。施設の名称としましては、廃棄物焼却施設並びに破碎施設でございます。設置場所は荒尾市大島新四ツ山、荒尾市と大牟田市の境になります。今回計画されている敷地面積は32,546.69㎡、施設の延床面積は、事務所、破碎施設、焼却関連施設、ポンプ室これらを含みまして、5,617.73㎡でございます。施設の種類としましては、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物破碎施設、一般廃棄物処理施設でございます。施設の処理能力は焼却施設が1日で90t、破碎施設が1日120tでございます。今回都市計画審議会に付議する理由といたしましては、令和3年9月27日付けで、熊本県の方に建築基準法第51条ただし書きの規定による許可申請書の提出が行われております。熊本県知事が今回の建築物の許可をするにあたって、建築物の敷地の位置が都市計画上の支障が無いかどうかということをご審議する必要がございます、荒尾市の都市計画審議会において付議するものでございます。

敷地の位置については、先程ご説明したとおり、大牟田市と荒尾市の境になります。皆様もご存じかもしれませんが、四ツ山の西側、海側になります。まわりは工場の施設が存在している所になります。施設の種類の産業廃棄物の焼却施設、廃プラスチック類および木くず、がれき類の破碎施設になります。それと、一般廃棄物の焼却施設がございます。18ページをお願いします。こちらが今回検討されている施設と同様の施設イメージになります。続きまして、建築基準法と都市計画の関係でございます。ここに記載しております、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場といった施設は、都市の中では必要な施設でございます。ただ、それと同時に周辺の環境に影響を及ぼす可能性があることから、建築基準法の第51条において建設される敷地の位置が、都市計画決定がされている場合、若しくは、51条のただし書きの規定に基づいて、都市計画審議会がこの建築される敷地の位置が、都市計画上支障が無いと判断される場合に限って、新築、増築、用途変更ができるようになり

ます。現在荒尾市においても、火葬場、ごみ中継基地、し尿処理場といったものが整備されており、これについても、敷地の位置が都市計画決定をされており、この51条の本文は基本的には行政が行う公共性が高い施設になります。51条のただし書きについては、民間の企業が設置される場合にただし書きの規定を適用していくこととなります。

施設の種類の審議会の関係ですが、産業廃棄物処理施設については、県の都市計画審議会にて審議して頂くこととなります。一般廃棄物処理施設については、市の都市計画審議会になります。今回産業廃棄物と一般廃棄物の両方の施設になりますので、その一般廃棄物につきまして、荒尾市の都市計画審議会にて審議して頂くこととなります。先程説明させて頂きました今回計画されている施設の規模が、法に定められた一定の規模の基準の処理能力を超えるものになります。それぞれ焼却施設、破碎施設の処理能力ですけれども、焼却施設については、1時間あたり200キロが基準になります。これが今回の計画としましては、1時間あたり3,750キロ、破碎施設につきましても1時間あたり5トンが基準になりますけれども、1時間あたりに15トンということで、それぞれの施設が基準の処理能力を超えるということになっています。それを受けまして、今回の施設が位置の制限を受ける処理施設に該当することとなります。そういったことから今回都市計画上支障が無いかをこの都市計画審議会にて審議して頂くこととなります。

都市計画上の支障の有無、こういった観点で判断していくかということにつきまして、大きく3つあります。1つ目が用途地域及び周辺の土地利用の状況、2つ目が搬入搬出する場合の周辺の道路の整備状況、3つ目が周辺環境との調和の3つの観点から都市計画上支障がないかどうかということをお判断して頂きたいと思っております。

今回建設される予定の場所周辺については、用途地域は工業専用地域になっております。したがって周辺には住宅とかは建つことは無い地域になります。周辺には工場施設が点在している状況になります。もちろん周辺に病院とか学校といった施設も存在はしていません。

また今後も工業専用地域であることから、住宅地になる可能性もありません。そういったことから土地利用上は、支障は無いと考えております。

2つ目の搬入搬出の際の道路整備状況についてです。今回の施設に廃棄物が搬入、搬出される際、北側の方からは有明海沿岸道路三池港インターから真っすぐ直進されて福岡県で整備されている臨港道路を通過して施設まで来ます。南側の場合は、国道389号を通過して施設の方に来ます。両道路とも幅員が、8mと16mと歩道も整備されて問題なく整備された道路となります。交通量についても、朝7時から夜の7時までの12時間で交通量を計測しております。臨港道路につきましては、5,347台、国道389号については、12,260台になっています。これに対しまして、施設が稼働して利用される車の台数が最大で100台と計画されています。この100台につきましては、その内30台から40台程は従業員の利用の交通量になります。従って60台から70台が増加する交通量になります。全体の交通量からしますと約0.6%の増加になります。0.6%の増加ですので、周辺の道路交通に影響を与えることは少ないと判断できると考えております。

3つ目の周辺環境との調和です。今回の建築物のイメージ図をご覧ください。外壁につい

て、周辺に調和するような色合いを計画されております。極端に明るい色とか、鮮やかな色は控える計画になっています。また、敷地については、周りをフェンスで囲み、道路沿いには緩衝帯として緑地の計画をされています。そういったことから周辺環境との調和についても十分考慮された計画になっているのではないかと考えております。

最後になりますが、熊本県の産業廃棄物指導要綱に基づいて都市計画上以外の環境についてもしっかり検証をされています。生活環境影響評価を実施され、騒音、振動、大気汚染、悪臭についても環境基準を十分下回る結果となっております。また、今回設置される周辺の半径1 kmのエリアについて、全世帯に今回の計画についての資料を配布されております。

その中で、意見があったものに対して、全て回答をされております。当初は住民説明会を計画されていましたが、コロナ禍でありますので集まって説明会を行うのが難しいということで、半径1 km、約3,100軒の世帯に配布されています。意見として臭いとかトラックの搬入台数等があるようです。それらについても全て回答をされています。建設に対する反対意見は無かったということです。

以上のことから今回の一般廃棄物の処理施設の位置については、都市計画上支障は無いものと考えております。説明は以上です。

(議長)

はい、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

今回の建築される施設については、産業廃棄物と一般廃棄物があって、施設の種類と審議会との関係で、産業廃棄物については県の都市計画審議会、一般廃棄物については市の都市計画審議会と審議するという説明でしたが、先ほど建築基準法51条の話がありましたが、51条の本文ではその敷地の位置が都市計画決定されているものでなければ建築できないということと、もう一つそうでない場合は、ただし書きで許可されるということですが、今回一般廃棄物について荒尾市の都市計画審議会に付議する中身が、今回の建築物を設置する位置の決定ということであれば、本文が適用されて、この建築される場所がここで良いですかということでは都市計画決定するということではない訳ですよ。

(事務局)

都市計画決定を行う場合は、公益性、行政が建設する場合、火葬場とか市の方で運用していくものについては、都市計画決定という手続きをとっていきます。今回につきましては、民間の企業が建設されることとなりますので、民間が建設される所を都市計画決定という法的な規制をかけるということではございませんので、今回51条ただし書きを運用して、都市計画上支障が無いかどうか判断することになります。

(委員)

その民間の場合は本文が適用されないということは、法律からは読めない部分ですが、政令とか他の法律ですみ分けをしてあるのですか。

(事務局)

例えば火葬場とかごみ中継場とかを都市計画決定する場合は、やはり公共性があるもの、主体が市であったり、県であったりする場合は都市計画決定をして、51条の本文のやり方で手続きを進めます。それがどこに記載されているかどうかについては、把握できていませんが、都市計画決定をするかしないかは、市が運営するものか民間が運営するものというところで区分けしているところでございます。

(委員)

仮に敷地の位置を都市計画決定して今回この場所で決めますということを市の審議会を経て決定されれば、この51条の本文が適用されることになると思われるが、これまでの過去の例や運用としては、あくまで51条の本文で決めるのは公共の施設であって民間の施設についてはただし書きの運用で適用していくということで認識してよろしいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(議長)

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、議案2号を原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

(一同はいの声)

(議長)

それでは、議案2号原案のとおり可決しました。本日の議案2つ以上になります。事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして第72回荒尾市都市計画審議会を終了します。お疲れ様でした。

上記の審議が行われ、一同同意で原案のとおり可決された。